

加古川市入湯税取扱要綱

令和2年10月8日
税務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市市税条例（昭和33年条例第13号。以下「条例」という。）第3章第1節に規定する入湯税について、その詳細な取扱いを定めるものとする。

(鉱泉浴場の定義)

第2条 条例第110条の20に規定する「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいうものであるが、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれる。

(共同浴場の定義)

第3条 条例第110条の21第2号に規定する「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいう。

(入湯に要する費用の定義)

第4条 条例第110条の21第4号に規定する「入湯に要する費用」とは、入場料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、鉱泉浴場を利用するため支払う料金をいう。ただし、当該鉱泉浴場において、入湯のみに要する料金が明示され、かつ、当該料金での利用が可能である場合は、当該料金を「入湯に要する費用」とする。

- 2 一定時間以上の利用に追加料金が必要である場合は、追加料金を含めた料金を「入湯に要する費用」とする。
- 3 曜日により異なる利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 4 期間を定めて低廉な利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 5 回数券やポイントカード、割引券、無料券を使用する場合は、支払う料金（回数券を使用する場合は、販売額を当初の利用可能回数で除して得た金額）を「入湯に要する費用」とする。
- 6 自社が発行しないポイントで、一定汎用性のあるものの利用によって支払う料金が減少する場合には、ポイント利用前の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 7 会員料金の設定を行っている場合は、当該料金を、当該料金によって鉱泉浴場を利用できる日数で除した金額を「入湯に要する費用」とする。
- 8 「入湯に要する費用」の定義の具体例については、別に定める「入湯税特別徴収の手引」による。

(宿泊の定義)

第5条 条例第110条の21第4号及び第110条の22に規定する「宿泊」とは、旅館業法第2条第5項または住宅宿泊事業法第2条第2項に規定する宿泊をいう。

ただし、2暦日にわたらない宿泊（いわゆるデイユース）については、宿泊に該当しないものとする。

(修学旅行その他の行事等の定義)

第6条 条例第110条の21第5号に規定する「修学旅行その他の行事」とは、遠足や学校教育活動の一環として行われる部活動など、学校教育上の観点から行われる行事をいう。

2 条例第110条の21第5号に規定する「これらの者を引率する者」とは、引率を行う学校関係者や心身の障がい等により介助を必要とする生徒等を介助し、引率する者をいい、旅行業者の添乗員等を含まない。

(鉱泉浴場が設置された宿泊施設における入湯)

第7条 鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊者を入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊者の入湯の有無を把握することができる場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

(鉱泉浴場が設置された施設での滞在が複数の暦日にわたる場合の入湯)

第8条 宿泊を伴わず、2暦日にわたって継続して鉱泉浴場に滞在する場合の入湯については、滞在開始時刻の属する日の1日の入湯とする。

また、3暦日目以降も継続して鉱泉浴場に滞在する場合の2暦日を超える部分については、暦日ごとに入湯税を課する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。